

Let's look into the deep NAGOYA

名古屋のディープなスポットを巡るサイクリングです

開催日	2025年(令和7年)4月26日(土)
集合場所	瑞穂公園・瑞穂野球場北西のトイレ付近
受付	午前8時15分 から
ミーティング	午前8時30分 から。コース説明、注意事項、参加者紹介等。
解散	午後2時30分 頃
協賛金	500円以上当日現地でお支払いください。
昼食	名古屋港周辺の飲食店で取る予定です

コース 距離: 38 km 獲得標高: 228 m 初級者向け

主要な通過・立ち寄り場所など

瑞穂公園 ⇒ 葉書塔 ⇒ 徳林寺 ⇒ 丹八山公園(塩付街道) ⇒ 柴田水処理センター修景施設 ⇒ 名古屋臨海鉄道 ⇒ 東名古屋港駅 ⇒ ダイヤモンドクロッシング ⇒ 道徳公園・クジラ像 ⇒ モアイ像 ⇒ 港防災センター ⇒ センポ・スギハラ・メモリアル ⇒ 瑞穂公園・解散

ルート図 <https://ridewithgps.com/routes/50333631>

観光ポイント ①相生山徳林寺にはベトナム製の梵鐘と鐘楼があります。

②葉書塔は昭和2年に愛知県新十名所で第5位に選ばれたことを記念してつくられたもので、投票葉書850万余枚が収められました。

③ダイヤモンドクロッシングは、平面交差、2本の線路が平面上で十字やX字に交差する構造のこと。線路と線路の交差した間の形がひし形(ダイヤモンド型)になることから、こう呼ばれます。普通鉄道線路の十字交差を見られる場所は日本でただ1カ所だけ。その線路があるのが名古屋鉄道・築港線です。

④道徳公園のクジラ像は、1927年の公園の開園時に東海市聚楽園の大仏の作者である後藤鉄五郎により造られました。2021年10月に国の登録有形文化財に登録されました。

注意事項 ①人数制限(先着) 7人 (多人数での集団走行、飲食を避けるため)

②裏道や歩道を走る箇所があります。短いですが、舗装されていない道もあります。市街地で信号も多いので、軽快に走れるコースではないことをご了解願います。

催行の可否 前日午後8時 までに掲示板でご案内します。

出発時に気象に関して警報が発令された場合は無条件で非催行とします。

問い合わせ 探訪担当 松下康英 緊急連絡090-5101-8466



SHARE THE ROAD

「道路は譲り合って走りましょう」

申し込みは次ページ

申し込みページ

下記参加資格、コロナ対応を理解、承諾の上申し込み願います

→ 参加資格を承諾して「参加申込」します。

終了後、感想などを記入していただけると担当者の張り合いになります。

→ 「思い出」をクリックして書き込んでください。

終了後、探訪中に撮った写真・動画をアルバムに追加し、みんなで振り返りましょう

→ 「アルバム」をクリックして閲覧、写真追加ください。

参加資格

- ① 参加資格の内容を確認の上、参加資格承諾書の記入をしてください。
- ② 自己の責任においてサイクリングできる方（未成年は保護者の引率が必要です）。
- ③ ヘルメット、グローブの着用は必須です。
- ④ 自転車は十分な整備をして参加してください。
- ⑤ 運転技術以上のスピード走行は慎んでください。
- ⑥ 集団の流れにとらわれず各自で交通ルールを遵守してください。
- ⑦ 走行中、停止中を問わず車道では一列縦列を守ってください。
- ⑧ 危険回避は各自で行ってください。
- ⑨ 走行中は手信号で走行意思・注意を伝達してください。
- ⑩ 道路上での走行グループは5名程度とし、グループ間隔は10m程度以上開けてください。
- ⑪ 万が一、死亡・傷害その他事故損害が発生した場合の補償については参加者個人の責任において処理し、企画担当者および愛知県サイクリング協会の責任を一切問わないことに同意願います。
- ⑫ 企画担当者が必ずしも全てをサポートできないこともあります。各自で注意してください。
- ⑬ 参加者が多い場合は企画担当者をサポートできる方にサブリーダーをお願いすることがあります。
- ⑭ 前にコースを確認しておいてください。
- ⑮ 記入いただいた住所、氏名など参加者個人に関わる情報（個人情報）は、愛知サイクリング協会にて管理し、法令の定める場合、保険会社への連絡、協会からの各種ご案内に使うことがあります。参加者の許可なく第三者への提供や他の目的に使用しません。
- ⑯ 集合写真、スナップ写真など掲示板・FBに掲載する場合がありますので了解願います。

コロナ対応

次の項目のいずれかに該当する方は参加を控えてください。

- ① 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）が陽性者との接触を表示した場合。
- ② 体調が良くない場合(例：発熱、咳、咽頭痛などの症状がある場合)
- ③ 同居の家族や身近な知人に感染を疑われている方がいる場合
- ④ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

※参加者にコロナ感染者が発生した場合は、保険用の参加者リストを保健所に提出します。